

令和 8 年度 臨時総会議事録

1. 開催概要

日時 令和 8 年 7 月 14 日（火）20：30～22：00

開催方法 オンライン（Zoom）

議長 石田 直章

出席状況 正会員 11 名中 10 名（石田直章、岡田有史、大堂秀樹、高橋省吾、宇城元岡本孝義、瀬尾桂一、城隆志、吉田進、吉田寿子）

オブザーバー 理事 3 名（徳永大作、井岡雅子、遠藤華英）事務局（吉田彫子）

議事録作成：吉田彫子（事務局）

議事録署名人：宇城元、大堂秀樹

議長より定足数を満たしていることが報告され、本総会は適法に成立していることを確認の上、開会した。

2. 第 1 号議案 TOTO 助成事業の中止について

（1）議案概要

議案説明に先立ち、本臨時総会開催の経緯について説明があった。

7 月 4 日に開催した臨時理事会において、事業計画及び収支予算の見直しについて協議を行い、本議案及び第 2 号議案は総会承認事項であることから、本臨時総会に付議した旨の説明があった。

続いて、第 1 号議案について説明があった。

日本スポーツ振興センターより、令和 8 年度助成事業について概算払いを実施できない旨の通知があり、事業計画及び収支予算の見直しが必要となったことが報告された。概算払いが認められなかった理由として、連盟の債務超過の状況及び財務状況が説明された。また、助成金は事業終了後の精算払いであるため、事業実施には立替資金及び自己負担額が必要となることから、現状の財務状況では事業継続は困難であるとの説明があった。

また、これまで行ってきた助成金間の資金繰りや借入れによる対応については、弁護士へ確認した結果、助成金の目的外使用や利益相反等の法的リスクがあるとの説明があった。さらに、現在募集中の合宿等については、強化指定選手が参加する事業は実施可能である一方、強化指定外で TOTO 事業として育成が行われてきた選手のみで実施する事業は中止となる可能性があることが説明された。

以上を踏まえ、理事会として TOTO 助成事業を中止することとし、本総会へ承認を求める旨の説明があった。

（２）主な質疑

- ・事業中止後の再開に向けた考え方や今後の財務改善について質問があった。

これに対し、事業再開に向けた条件整理や財務改善については、今後理事会で検討を進める旨の説明があった。

- ・事業中止による選手強化事業への影響について質問があった。

これに対し、強化指定選手が参加する事業は実施可能であり、その他の事業については財務状況を踏まえて個別に判断する旨の説明があった。

（３）決議

審議の結果、第 1 号議案「TOTO 助成事業の中止について」は原案どおり承認された。

3. 第 2 号議案 事業計画及び収支予算の変更について

（１）議案概要

事業計画及び収支予算の変更について説明があった。

主な変更内容として、TOTO 助成事業の中止に伴う事業計画及び収支予算の見直し並びに全日本選手権の開催規模を見直した予算案について説明があった。

全日本選手権については、各種助成金はいずれも事業終了後の精算払いであり、大会開催には連盟による立替資金が必要となることから、現状の財務状況では従来どおりの開催は困難であることが説明された。また、これまで借入れにより大会運営を行ってきたが、今後は同様の運営方法は行わない方針であることが説明された。

このため、全日本選手権については当面 100 万円の予算を計上し、大会委員長を選任した上で、開催規模や実施方法等の具体的な計画を検討し、必要な事項は理事会で審議することが説明された。

続いて変更後の収支予算案について説明があり、

TOTO 助成事業及び全日本選手権を従来どおり実施するためには約 2,100 万円の手元資金が必要となるが、その確保は現実的ではないことから、TOTO 助成事業の中止及び全日本選手権の開催規模縮小を前提とした予算案に変更したことが説明された。この予算変更により、収入は約 400 万円減少する見込みであるものの、なお約 220 万円の収支不足が見込まれるため、不足分についてはスポンサー獲得等により財源確保を進める方針が説明された。

（２）主な質疑

・全日本選手権を 100 万円の予算でどのように開催する予定か、また大会規模や海外選手招聘について質問があった。

これに対し、大会委員長を選任した上で開催方法を検討し、必要事項は理事会で審議する旨の説明があった。

・東京都助成金の活用方法について質問があった。

東京都に確認した結果、本助成金は NF に対する助成であり、地域連盟へ委託して事業を実施することはできないことが報告された。このため、NF が東京都連盟と協力して事業を実施する方針であること、また、本助成金により取得した備品等は連盟の資産として管理することが説明された。

・変更後予算案について質問があった。

これに対し、不足分についてはスポンサー獲得等による財源確保を進めること、収入が確保できていない支出は行わない方針であることが説明された。

（３）決議

審議の結果、第 2 号議案「事業計画及び収支予算の変更について」は原案どおり承認された。

４．報告事項

（１）組織体制の見直し

【報告事項】

理事会で検討を進めている組織体制の見直しについて報告があった。理事会直轄組織の整理、アスリート委員会及び大会実行委員会の位置付け並びに組織図の見直し案について説明があり、資料を共有の上、今後にも必要に応じて見直しを進めることが報告された。

【確認事項】

組織図については、正会員へ資料を共有し、意見がある場合は今後の見直しに反映していくことが確認された。

（２）組織運営ルールについて

【報告事項】

理事会で決定した組織運営ルールについて報告があった。委員会等から理事会への案件提出については、事務局が窓口となり、内容を整理した上で理事会へ付議する運用とすることが説明された。

また、理事会直轄組織の長は兼任しないこととし、本件は理事会決定事項の報告であり、総会での承認事項ではないことが説明された。

【確認事項】

運用方法について、事務局から資料を共有するとの報告があった。理事会直轄組織の長の

兼任禁止は、委員会活動そのものを制限する趣旨ではないことが確認された。

(3) その他

① IPC 関連案件

IPC の競技器具寄付について報告があった。IPC と JPC の間で契約が行われ、JPPF は JPC から競技器具の貸与を受ける予定であることが説明された。競技器具は、パラベンチ台、車いすのまま測定可能な体重計及びエノードの 3 点である。今後、JPPF と JPC との間で覚書を締結する必要があることが報告された。契約書、翻訳及び覚書は理事へ共有済みであり、理事会において内容を確認した上で承認手続きを進めることが説明された。

② 強化事業の検証

強化事業について、強化部から資料が共有された。また、どのようなデータが必要か明確でないため、強化部より、必要な資料について理事会から指示をいただきたい旨の発言があった。提出された資料を基に、理事会で検討を進めることが説明された。

③ 理事追加

理事の追加について検討状況が報告され、今後、理事会において検討を進めることが説明された。

④ その他

必要な資料は正会員へ共有すること、また、報告事項は承認事項ではなく、情報共有を目的とするものであることが確認され、必要な資料は正会員へ共有することとした。

5. 閉会

以上をもって予定された議事を終了し、議長は閉会を宣言した。

令和 8 年 7 月 28 日

議事録作成 人 吉田彫子



議事録署名 人 宇城元



議事録署名 人 大堂秀樹

